

平成28年第2回定例会議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決状況
第1号	<p>平成27年度印旛郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>(地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものである。歳入決算額2億3,602万8,376円に対して、歳出決算額1億9,275万4,796円で、実質収支額は、4,327万3,580円となり、全額、平成28年度へ繰越を行った。)</p>	28.10.25	認定
第2号	<p>平成27年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計剰余金の処分及び決算認定について</p> <p>(地方公営企業法第32条第2項の規定により、水道用水供給事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分することの議決を求め、併せて同法第30条第4項の規定により、平成27年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業決算について議会の認定を求めるものである。剰余金の処分については、平成27年度の未処理分利益剰余金9億5,017万8,153円を減債積立金に4億7,505万8,947円、資本金に4億7,511万9,206円をそれぞれ処分しようとするものである。平成27年度決算については、年間の用水供給量が、1,902万3,396m³であり、対前年度比0.44%の増量となった。また、用水供給にかかわる平成27年度の収益的収入の決算額は、35億6,065万8,025円となり、対する収益的支出の決算額は、28億8,783万8,385円となり、差し引き、6億7,281万9,640円の純利益を生じた。次に、施設の建設などにかかわる平成27年度の資本的収入の決算額は、3億1,856万3,000円となり、対する資本的支出の決算額は、6億9,798万3,808円となり、この資本的支出額が資本的収入額(翌年度繰越額に係る財源充当額651万474円を除く)に対し不足する額3億8,593万1,282円は、損益勘定留保資金等で補てんした。)</p>	28.10.25	可決及び認定
第3号	<p>平成28年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計補正予算(第1号)</p> <p>(収益的収入の予定額を1,155万1,000円増額して、37億5,864万6,000円とし、資本的収入の予定額を1億722万9,000円減額して、7億3,565万2,000円とし、資本的支出の予定額を8,996万5,000円減額して、19億2,524万1,000円とするものである。また、債務負担行為及び起債の限度額、継続費の年割額をそれぞれ改めるものである。)</p>	28.10.25	可決